

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
■ 2.公募対象枠・分野等			
○委託と補助について			
1	複数の技術開発要素および複数の技術開発機関で構成されている提案の場合、この技術開発要素ごと、あるいは技術開発機関ごとに「委託」と「補助」を使い分けることは可能ですか？	一部を委託事業、一部を補助事業として1つの提案にまとめることは可能です。 その際、委託事業での実施内容と経費、補助事業での実施内容と経費について、切り分けが明確にできるよう提案書内に記載してください。	8ページ
2	委託と補助を併用する場合、単年度の予算額は、委託事業費と補助事業費の合計が5億円以内ということですか？	委託事業と補助事業を併用する場合には「委託事業費+補助事業における総事業費」が5億円以内となります。 「委託事業費+補助事業における総事業費の1/2（=環境省から支出される補助金）」が5億円ではない点、ご注意ください。	8ページ
3	委託として提案したいのですが、提案1件当たりの上限、あるいは目安はありますか？	委託事業の場合、1課題あたりの単年度の予算額は3千万円～5億円です。	8ページ
○リースについて			
4	『委託事業では、原則備品費の計上は認めておりません。』とあり、同時に『委託事業の最終年度の終了時は、原則、設置した設備等の撤去（リースの場合は返却）が必要で』とあります。ですが、「外注費」は委託事業でも計上が認められています。外注品のうち、事業期間終了後も耐用年数が残っているものは、どう扱うのですか？	委託事業において開発した設備・機器等は、原則、事業最終年度の終了時に解体・廃棄・リース会社への返却等により、撤去してください。これら撤去に関する費用を計上することが可能です。	8ページ
5	リース期間は、事業実施期間と同一にすべきですか。それとも、事業実施期間に関わらず、法定耐用年数分のリース期間を設定し、事業実施期間分のリース料を国庫からの委託費に出来ますか？事業実施期間3年で耐用年数10年の機械器具をリースする場合、経費計上の仕方はどうするのですか？	リース期間は原則法定耐用年数で契約し、実証期間分を計上してください。 ただし、実証期間終了後に当該リース物品等を継続使用せずに返還する場合には、実証と同じ期間をリース期間として契約いただいても差し支えありません。 その際、実証途中で実証終了後も継続使用するという変更は、ご遠慮ください。少しでも継続使用の見込みがあるならば、法定耐用年数で契約して計上してください。	24ページ
■ 3.応募要件及び実施体制			
○実施体制について			
6	合併会社を設立し、本事業への申請を予定しています。申請時の段階で合併会社を設立していないと、申請は出来ませんか？	申請時の段階で合併会社を設立していない場合、応募要件を満たしていません。	10ページ 12ページ

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
7	事業に参画する人の登録で、エフォート0%での記入・申請は可能ですか？	事業に参画する方（技術開発者）として登録いただく場合、原則としてエフォートは5%以上で申請してください。	10ページ 12ページ
8	技術開発代表者の所属する機関が、代表実施者とならなければいけないのですか？ 例えば、代表実施者は主に事業化推進や実証結果検証等を行い、技術開発の主たる部分は共同実施者が行う場合です。	技術開発代表者の所属する機関が、代表実施者となります。 技術開発代表者は、技術開発・実証事業に関する応募書類の提案者であり、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。 そして、技術開発代表者は事業が採択された後、円滑な事業の推進と目標達成のために、実施体制を代表して事業の取りまとめを行うとともに、技術開発者の役割分担を含む事業計画の作成および見直しに係る調整等、技術開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただきます。 また、環境省との契約は技術開発代表者が所属する機関（代表実施者）のみとなります。 以上を踏まえ、技術開発代表者を決めてください。	10ページ ～ 13ページ
9	委託契約に関して、環境省（甲）、自社（乙）、共同実施者A社（丙）間の3者間契約ですか？ もしくは、環境省（甲）、自社（乙）の2者間契約と、別途、自社（乙）と共同実施者A社（丙）の2者間契約ですか？	環境省との委託契約は、代表実施者のみとなります。 環境省から代表実施者に対して委託費をお支払いし、代表実施者から共同実施者に共同実施費をお支払いいただきます。	10ページ 11ページ
10	地方自治体が事業参画する場合、どのような参画の方法がありますか？	地方公共団体については、「地方公共団体の研究開発機関」である場合には、代表実施者あるいは共同実施者として参画いただけます。 実証フィールド等の提供であれば、協力者として参画いただくことも可能です。	10ページ ～ 13ページ
11	「共同実施者」と「協力者」の違いは、前者は技術開発・実証において役割があつて労務費等を計上する、後者は単に場所の提供等で技術開発・実証に取り組まない、という違いですか？	共同実施者は、技術開発・実証における事業内容の一部を受託者と共同で実施し、業務を履行する事業者です。 協力者は、実証フィールドの提供者等、共同実施者以外の主要な関係者のことです。	10ページ ～ 13ページ
12	協力者は、申請時点で特定する必要がありますか？	協力者を申請時点で特定する必要はありません。	10ページ ～ 13ページ

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
13	申請時点で、代表実施者と共同実施者の協力を裏付ける書面等の提出は必要ですか？	協力を裏付ける書面等については、申請時点でご提出いただく必要はありません。 ただし、共同実施者全ての所属機関の代表者から実施体制への参加について承諾を得る必要がありますのでご注意ください。 また、採択後は速やかな事業実施のため、関係者間での十分な調整が求められます。	10ページ ～ 13ページ
14	共同実施者の選定には、理由書の提出が必要ですか？	共同実施者については、選定理由書の提出は特に求めておりません。 ただし、応募時には全ての所属機関の代表者から実施体制への参加について承諾を得る必要がありますのでご注意ください。	10ページ ～ 13ページ
15	共同実施者A社から委託を受けて、業務の一部を実施する受託者B社は、共同実施者になりますか？	共同実施者は、技術開発・実証における事業内容の一部を代表実施者と共同で実施し、業務を履行する事業者です。 B社は共同実施者ではなく、A社の委託先になります。	11ページ 13ページ 25ページ
16	補助事業と委託事業で技術開発代表者が異なっても問題ありませんか？	技術開発代表者は、技術開発・実証事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり、総合的な責任を有します。 技術開発代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業推進と目標達成のために、実施体制を代表してその事業推進に係る取りまとめを行うとともに、技術開発者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。 このため、代表実施者においては、本来、これらの事務について迅速に対応できる体制を有していることが必要です。 一方でやむを得ない理由がある場合は、まずは御相談ください。	11ページ 13ページ
○複数応募について			
17	同一の会社から、複数の提案をすることは可能ですか？	同一の会社から、内容の異なる提案であれば、複数応募いただくことは可能です。 その際、提案ごとに異なる技術開発代表者とする必要があります。	11ページ 13ページ

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
■ 5.応募に当たっての留意事項			
○他の資金制度との併願について			
18	他の資金制度と類似する内容で、並行して応募することは可能ですか？	他の資金制度と類似する内容で、本事業に応募いただくことは可能ですが、もし別事業において、本事業に応募した類似する内容が採択された場合、応募を辞退していただきます。	17ページ
○支払いについて			
19	本事業では精算払いのみですか？それとも概算払いが可能ですか？	委託・補助ともに原則は精算払いです。 ただし、実施者の財務状況等を理由に、財務省に協議・承認を得ることで、概算払いとすることも可能です。	—
○経費について			
20	実施期間中の経費の見直し（増減額、経費区分の変更・追加等）は可能ですか？	経費の見直しは可能ですが、本事業実施期間中に仕様書で予定していた業務内容に変更等がある場合、変更契約等の手続きが必要となる場合があります。	8ページ
21	委託事業では、備品費の計上が認められないので、現状レンタルまたはリースを検討していますが、対応できるものが無い可能性があります。その場合、20万円以上の物品であっても、消耗品に計上してもよいのですか？	消耗品費の定義に合致すれば問題ありません。 合致しない場合は、補助事業での実施、自己負担等をご検討ください。	24ページ
22	担当者一人当たりの人件費の算出は、何を根拠とすればよいのですか？	人件費については、下記「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」をご参照の上、事業者の規定に基づき適切な人件費単価にて計上してください。 【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】 https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf	24ページ
23	技術開発成果の権利化のための費用（特許出願費用）は、直接経費に計上可能ですか？	技術開発成果の権利化のための費用（特許出願費用）は間接費です。	25ページ 29ページ

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
24	外注費は、再委託費と考えてよいのですか？ その場合、委託内容に制約等がありますか？	外注費は、再委託費と理解していただいて結構ですが、再委託にあたっては、事前に環境省の承認を得る必要があります。 下記【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】もご参照ください。 【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】 https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf	25ページ
25	代表実施者(A社)が、「事業のとりまとめ業務（技術開発の円滑な実施のための進行管理含む）」を別の組織（B社）に再委託することは可能ですか？	「事業のとりまとめ業務（技術開発の円滑な実施のための進行管理含む）」の内容によりませんが、技術開発・実証事業を行うために必要な経費のうち、受託者（A社）が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者（B社）へ委託して行わせるために必要な経費は、外注費（再委託費）に計上できます。 なお、外注費は受託者（A社）からの発注等により、予め受託者が示した内容に沿って業務を履行することとされるものです。 他に、技術開発・実証事業の業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）に該当する場合は、雑役務費に計上できます。 また、技術開発・実証事業の業務について複数の事業者が強みを出し合って受託者（A社）と分担して事業内容の一部を“共同”で実施し、業務を履行するもの（B社は共同実施者となります）であれば、共同実施費に計上できます。 いずれにしても、代表実施者は事業の総括的な責任を有することをご承知おきください。	25ページ
26	【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】に『再委託にあたっては事前に再委任等承認申請書（様式1）により環境省の承認を得る必要がある。』と記載がありますが、申請前に環境省の承認が必要ですか？	環境省の事前の承認を得る必要がありますが、審査の結果、採択となった場合に必要な手続きなので、新規公募の応募書類と同じタイミングでご提出いただく必要はありません。	—
27	受託者の組織における人件費単価の基準を適用し、積算することは可能ですか？ 【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】では、『受託単価の構成要素等の確認を行ったうえで、適正と認められたものに限る。』と記載されています。 特定の（環境省等が定める）等級単価から大きく乖離した場合でも、委託先の人件費単価の基準を「適正」なものとして認められますか？	受託者の組織における人件費単価の基準を適用することは可能です。 受託単価については、使用する単価やその構成要素等について確認するため、受託単価を定めた規程等の内部規則の写し及び受託単価の算定根拠を提出いただく場合があります。	—

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
28	一般管理費の計上の考え方を教えてください。	<p>一般管理費の計上・比率については、下記【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】をご参照ください。</p> <p>【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】 https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf</p>	25ページ
29	委託を選択した場合、購入した資産の返還、研究成果の取扱いに留意する必要がある点について、具体的に教えてください。	<p>委託業務において受託者が取得した物品は、原則として国に帰属するものとなります。</p> <p>委託業務終了後の取扱いについては、下記【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】をご参照ください。</p> <p>【環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針】 https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf</p>	26ページ
30	経費の積算において、補助事業の場合の工事費の中の本工事費－「材料費」と本工事費－「労務費」については、建設物価や公共工事設計労務単価表を使って根拠を示すことが書かれていますが、それ以外の費目・細分の項目においては、どのように積算根拠を示すべきですか？	<p>根拠資料の提出を求めている場合は、申請時には根拠資料を提出いただく必要はありません。</p>	26ページ
31	市場調査に『市場開拓』の意味が含まれていても、補助対象経費として認められませんか？ それとも、『市場開拓』であれば、技術開発項目および補助対象経費になりますか？	<p>市場調査・市場開拓といった、いわゆるFS調査は対象外です。</p> <p>この事業は「事業化する一步前段階にあるものを支援する」という立て付けです。</p> <p>そのため、申請時には、既に市場調査を終えている状態が望ましいです。</p>	—
32	収益が出た際、生産に利用した処分制限財産について、目的外利用として返金が必要ですか？	<p>処分制限財産の生産への利用およびそれによる収益の発生が一概に目的外利用および返金等の対象になるものではありません。</p> <p>財産の利用および収益の発生が補助目的に沿うものである場合には、返金等は不要です。</p> <p>一方で、これらが補助目的外となる場合は、実施に当たり、環境省の事前承認および返金や収益納付が生じる可能性があります。</p>	30ページ

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
■ 6.応募書類及び手続			
○提出について			
33	技術開発代表者からの提出が難しい場合、他者からの提出は可能ですか？	代理の担当者が提出することは可能です。 応募書類提出時のメール宛先（CC）に、技術開発代表者に加え、メール本文に技術開発代表者の代理で提出する旨を記載してください。	31ページ
○④実績資料（様式任意）について			
34	コーポレートレポートでも問題ありませんか？ また、PDFファイルでも問題ありませんか？	『④実績資料』は、コーポレートレポートおよびPDFファイルでも問題ありません。	31ページ
35	大学の場合、「事業概要」はどのようなものを用意すればよいのですか？	大学の場合、「事業概要」は大学の紹介パンフレット等を想定していますが、ご提出は任意です。	31ページ
○⑤直近3年間の納税を証明する書類について			
36	代表実施者の他、共同実施者も提出が必要ですか？	納税を証明する書類については、共同実施者分は不要です。	31ページ
37	3年分のうち、納税猶予の申請をしている年があります。	納税猶予申請をしている年については、納税猶予申請控えを提出してください。	31ページ
38	2年前に取得した納税証明書があるのですが、提出書類として使用できますか？	直近3年分の納税が確認できれば、取得日は問いません。	31ページ
39	公立大学法人で、法人税免除機関です。 納税証明書を提出しない旨を明示する文言を付す必要はありますか？	免除されている機関については、納税証明書の提出は不要です。	31ページ

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
40	会社分割によりグループ新体制へ移行したため、納税証明書が過去2年分しかありません。 会社グループ新体制移行前の過去3年分の納税証明書を併せて提出すればよいですか？	併せてご提出ください。	31ページ
41	設立後3年を経過していないため、直近3年間の納税証明書を取得できません。 取得可能な年度分のみ提出でもよいですか？ 「納税証明が取得できない理由」を示した理由書を添付する必要がありますか？	設立後3年を経過していない場合、取得可能な納税証明書をご提出ください。 その際は、3年間分の納税証明書が取得できない理由を添えてください。	31ページ
※なお、Q37～41に関して、書類の入手に際して個別の事情がある場合は、事務局に御相談ください。			
○⑥十分な実施体制が確認できる資料について			
42	具体的な様式はありますか？	様式は任意です。 具体的な様式はありません。	31ページ
43	技術開発代表者の研究等の実績ですか？ それとも、代表実施者としての実績ですか？	技術開発代表者の実績および代表実施者の実績、どちらでも問題ありません。	31ページ
44	共同実施者も必要ですか？	共同実施者は提出不要です。	31ページ
45	設立3年未満の場合、「当該分野に関する技術開発力等の技術基盤を有する」および「開発成果を実施できる体制がある」という条件は、どの時点でどのように判断しますか？	設立3年未満の場合、ご応募いただく時点で条件についてご判断ください。	31ページ

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
■その他			
46	応募を検討しています。相談窓口はありますか？	<p>応募を検討している事業者等の皆様からの相談については、公募期間を除き、受付しています。</p> <p>詳細については、地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業(環境省R&D事業)のホームページに記載していますのでご参照ください。</p> <p>【応募相談を希望される皆様へ】 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cpttv_funds/open-recruitment/consultation.html</p>	—
47	協力者（フィールド提供者）との協議状況について、応募書類に「協議中」と記載するのは可能ですか？	<p>応募書類に「協議中」と記載することは可能です。</p> <p>採択後の契約までに、同意を得ることが必要です。</p>	—
48	人件費のエビデンスとして、月報等は必要ですか？	<p>人件費の計上エビデンスに関しては、下記【環境省所管の補助金等に係る事務処理手引】をご参照ください。</p> <p>【環境省所管の補助金等に係る事務処理手引】 https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf</p>	—
49	選考に通った際、申請書類が公開されるのはいつ頃ですか？	<p>審査資料は公開されません。</p>	—
50	申請書類に明記することで、特許法上の「公知の事実」となりますか？	<p>審査資料は公開を目的とするものではありません。</p> <p>また、特許出願前に提案書に記載いただいた内容について、審査を実施する専門委員会の委員はその職を退いた後を含めて守秘義務を負うほか、事前に応募者との利害関係の確認を行っています。</p> <p>しかしながら、申請資料に非公知の事実を記載することで秘密が保たれないおそれがあると判断される場合は、ご自身の責任において事前に論文等で公知化いただくか、特許化することを推奨します。</p> <p>なお、採否の判断に必要な内容が記載されていない場合は、不採択となる可能性があります。</p>	—

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【公募要領関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	公募要領 関連ページ
51	特許出願前の技術について記入不可となった場合、例えば「〇〇に関連する技術の特許出願予定」というような書き方で技術開発の内容に記入することは可能ですか？	出願前で詳細を記載するのを避けたい場合は、そのような記載でも問題ありません。	—
52	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱第9条15項について、ここで記載されている耐用年数期間内における譲渡制限等のほか、報告義務等その他必要な手続きはありますか？	下記【○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について】に記載のとおりです。 【○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について】 https://www.env.go.jp/earth/処分承認基準.pdf	—
53	e-Rad への登録は必要ですか？	本事業への応募に当たり、e-Rad への登録は不要です。	—
54	委託事業において、自社の100%子会社へ作業を依頼する場合、利益率排除の必要はありますか？	委託事業においては、利益排除は自社調達のみですので、子会社への対応は不要です。 競争原理が働くような手続によって相手先を決定することをお願いしています。（意図的に関係会社特命で調達をしないこと）	—

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業）

よくあるご質問【申請書関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	申請書 関連ページ
■実施体制・組織			
○<実施体制・組織>について			
1	技術開発項目の名称のところにエフォートと経費を書くようになってい ます。 この経費は、それぞれの項目に対する人件費のみを記載するのです か？	人件費のみではなく、それぞれの項目にかかる経費全額を記載してくだ さい。	2 ページ
2	技術開発項目の名称、技術開発者の氏名、所属する技術開発機関 等の名称・部局名・役職名、経費、エフォートを書くようになってい ます。 これは、各機関の事務方（予算・経費管理）も記載するのですか？	技術開発者について記載してください。 事務方（予算・経費管理）の記載は不要です。	2 ページ
3	「技術開発項目の名称」では、業務毎に担当する人員の氏名等を記 載しますが、同じ業務を複数名で担当する場合、全ての人員の情報を 記載する必要がありますか？ もしくは主に担当する人員のみを記載すればよいですか？	経費が発生し、エフォートが5%以上の人員については、ご記載くださ い。	2 ページ
■事業化計画			
○<6. 事業化計画>について			
4	<6. 事業化計画>のページにて『⑤事業化のための資金計画』の 項目がありますが、この記載は「自己資金にて賄う」旨の記載で十分 ですか？	記載内容として不足はありません。	9 ページ
■明細			
○見積もりについて			
5	応募時に正式な見積もりの取得が困難である場合、記入する価格は 概算でも問題ありませんか？	問題ありません。 ただし、かけ離れた概算ではないよう、過去に実績がある場合は参考 資料としてください。	14ページ ～ 36ページ
○書類の記入について			
6	人件費は、「時間単価×人工・時間」として算出根拠まで記載するべ きですか？ もしくは実施項目ごと、金額だけを計上しておけばよいですか？	申請書への算出根拠の記載は不要です。 実施項目ごとに金額を記載してください。	14ページ 17ページ 20ページ

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業）

よくあるご質問【申請書関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	申請書 関連ページ
7	<p><技術開発経費の明細> の人件費について、1つの技術開発項目に複数の共同実施者が係る場合、人件費の記載は、一括して記載しますか？</p> <p>それとも、企業ごとに分けて記載しますか？</p>	<p><技術開発経費の明細> には、一括して記載いただいて問題ございません。</p> <p>共同実施者について、別途記載いただく表があるので、そちらに共同実施者ごとに記載してください。</p>	<p>14ページ</p> <p>17ページ</p> <p>20ページ</p> <p>23ページ</p>
8	<p>共同実施費の費目、内訳はどのように記載するのですか？</p> <p>例の通り、共同実施費欄に「A1に係る共同実施費」としてまとめてよいのですか？それとも人件費、業務費等、ある程度の内訳を示す必要がありますか？</p>	<p>共同実施費の内訳についても、分かる範囲で構いませんのでお書きください。</p>	<p>16ページ</p> <p>19ページ</p> <p>22ページ</p>
9	<p>代表実施者・共同実施者の補助での経費計上一覧を記載するところがあります。</p> <p>この経費は、補助としての「事業費の総額」ですか、それとも「補助金所要額（総額×1/2以内）」ですか？</p>	<p>補助金所要額（総額×1/2以内）ではなく、補助対象経費を記載してください。</p>	<p>36ページ</p>

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（環境省R&D事業） よくあるご質問【ヒアリング資料関係】

令和7年1月9日

No.	Q:質問	A:回答	ヒアリング資料 関連ページ
■ 事業化計画			
○ページ数について			
1	事業化計画のページ数が指定を超過しそうです。	事業化計画は2ページ以内に収めてください。 そこに記載しきれない内容は『別添』として、提出してください。	15ページ
■ CO2削減効果			
○計算について			
2	地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックにあるA.～G.のいずれの分類にも該当しない場合、独自の計算方法で算出して問題ないですか？	原則、提出書類様式「ヒアリング資料」、「申請書」にある通りの計算方法で計算してください。 一方で、これらの計算方法の適用が困難である場合には、独自の計算方法により算出いただいても構いません。 ただし、その場合は、算出根拠を必ず明示してください。	16ページ
3	「ヒアリング資料」様式の『○CO2削減効果について』の『削減原単位』と『（試算方法パターン B-a, II - i）』は何を参照すればよいのですか？	『削減原単位』は、下記【地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請用>】および付随するガイドブック、計算ファイルをご参照ください。 【地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請用>】 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html 『試算方法パターン』については、申請書11ページをご参照ください。	16ページ